

平成25年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回） 議事概要

開催日及び場所	平成25年9月12日（木）最高裁判所中会議室
委員	<p>委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員長代理 浦江真人（東洋大学理工学部教授） 委員 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授） 林弘一（経理局営繕課首席技官） 苅住真（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 最高裁庁舎耐震改修工事の概要について

- (1) 敷地状況，建物概要について説明
- (2) 委員からの意見等はなし

2 最高裁庁舎耐震改修工事の総合評価について

- (1) 当該工事の評価項目①技術提案「鉄骨ブレースの取り付け精度を高め，十分な性能を発揮させるための具体的な技術提案」，②工事全般の施工計画「工事中の振動や騒音，粉塵対策に関する適切かつ具体的な提案」) について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

(②の工事全般の施工計画について，評価項目を「工事中の振動や騒音，粉塵対策に関する適切かつ具体的な提案」と設定したことについて)

【委員】

施工計画の提案は，工期短縮の観点からすると，工程管理に関する提案が有効だとと思われるが，評価項目にしなかったのはなぜか。

【事務局】

工程管理についても重要項目として検討は行ったが，居ながらの工事になるという状況を考慮して，騒音・振動・粉塵への対策を最優先に考えたためである。

【委員】

了解した。その点について，最高裁判所としての特殊性を踏まえた提案を求めているかどうか。

【事務局】

確かに最高裁庁舎は大法廷や小法廷などの静かな環境が保持されている場所があること，また大ホールのような工事音が反響し易い構造があることを踏まえ，提案を「最高裁庁舎は，大法廷，小法廷，裁判官室等の静かな執務環境が保持されていること，法廷や大ホール等の音が反響しやすい構造の大空間が配置されていること，工事は執務と並行して施工されるため，執務環境への影響に配慮する必要があることから，騒音・振動・粉塵対策に関する提案を求める」という内容に修正したい。

【委員】

施工計画の提案の修正は最高裁の特殊事情を踏まえた上で，より静かに執務をしながら工事を行うことができる配慮をさらに求めるという趣旨か。

【事務局】

今の執務環境を維持するのに必要な提案を求めるということである。

【委員】

了解した。

(①の技術提案について評価項目を「鉄骨ブレースの取り付け精度を高め、十分な性能を発揮させるための具体的な技術提案」と設定したことについて)

【委員】

提案に関して、「鉄骨ブレースの加工は工場で作られる」との表現があるが、どの程度まで工場で作られると想定しているのか。部材の全てを工場で作成し、あとは現場で取り付けるだけであれば、工事の提案として違和感があると思う。

【事務局】

鉄骨ブレースを構成する枠や斜材等の各パーツの製作までを工場で行い、それらを取り付け部位に応じて分割し現場へ搬入することとなる。環境が整備された工場での鉄骨の加工よりも、現場での精度の高い組み立てや取り付けを重視した提案を求めたいと考えている。

【委員】

了解した。

3 徳島地家簡裁庁舎新営工事の入札参加者の状況について

- (1) 全者が参加資格有りと確認された旨説明
- (2) 委員からの意見等はなし

4 徳島地家簡裁庁舎新営建築工事の評価結果等について

- (1) 評価項目である①「連続庇（ハーフ PC 庇）の品質確保及び施工精度の向上に関する提案」、②「敷地内及び周辺地域への配慮に関する提案」についての評価結果の説明。
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

(②の評価項目「敷地内及び周辺地域への配慮に関する提案」について、参加者から「環境保全責任者による管理体制強化」と提案されたことについて)

【委員】

環境保全責任者というのは聞き慣れないが、このような資格があるのか。

【事務局】

資格の名称ではない。

【委員】

了解した。

(①の評価項目「連続庇（ハーフ PC 庇）の品質確保及び施工精度の向上に関する提案」について、参加者から「仮設材の長期存置による庇のたわみ防止」と提案されたことについて)

【委員】

仮設材の存置期間に関する提案があるが、どのように考えるのか。

【事務局】

工期への影響があると考えている。

(①の評価項目「連続庇（ハーフ PC 庇）の品質確保及び施工精度の向上に関する提案」について、参加者から「仮設材の支持方法の工夫による庇への荷重軽減」と提案されたことについて)

【委員】

仮設材の指示方法の補足図を事務局側で作成しているが、これはよくあることなのか。

【事務局】

足場との関係を把握することが分かりづらいため図を作成した。

【委員】

図の妥当性も含めての質問なのだが。

【委員】

提案については、具体的に記載するよう書式を変更してきた経緯があるが、今回の場合は想像できる内容であったため、その解釈として図を作成したのではないか。

【委員】

提案としては有効と判断し、それをこの場で説明するために図を作成したということか。

【事務局】

そうである。

【委員】

仮設フレームについて、存置期間に関する記載がないということは設計強度が出れば外すということか。

【事務局】

通常はそうである。

【委員】

最後まで存置した場合は、どのような判断になるのか。

【事務局】

そこまでの判断はしていない。

【委員】

足場での作業に影響があるのではないか。

【事務局】

影響がないように設置するものと判断した。

【委員】

了解した。

5 徳島地家簡裁庁舎新営電気設備工事の評価結果等について

- (1) 評価項目である①「電力・通信システムの保守性及び将来の改修に対するフレキシビリティを向上させるための技術提案」、②「各施工段階における品質管理を行うための提案」に関して、参加業者からの提案についての評価結果の説明。
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

(①の評価項目「電力・通信システムの保守性及び将来の改修に対するフレキシビリティを向上させるための技術提案」について、参加者からスペースの有効利用の観点から「変圧器3台の設置を、同じ容量で2台の設置とする」との提案が出されたが、「内線規程」という民間規格に抵触する理由により無効と判断したことについて

【委員】

内線規程は基本的に遵守すべきものととらえられているのか。

【事務局】

内線規程をなくした場合、需要側が勝手なことをしてしまい、電力バランス等が崩れることで電力の品質確保が困難になることが予想されるため、原則は遵守することとなる。

【委員】

内線規程について提案者は知らなかったのか、承知の上であえて提案してきたのか。

【事務局】

単相負荷において変圧器が100kVAと200kVAの2台の場合は三相という原則からすると一相分は0kVAとなり、200kVAと0kVAの差で判断すべきところ、間違えて200kVAと100kVAの差で判断したのではないかと思われる。

【委員】

了解した。

6 徳島地家簡裁庁舎新営機械設備工事の評価結果等について

- (1) 評価項目である①「配管工事の施工品質向上に関する技術提案」、②「施工計画から施工、試運転調整までに、各段階における品質管理に関する技術提案」に関して、参加業者からの提案についての評価結果の説明。
- (2) 委員からの主な意見等は以下のとおり

(②の評価項目「施工計画から施工、試運転調整までに、各段階における品質管理に関する技術提案」について、参加者から「気流シミュレーションに基づく吹出口・吸込口の適正配置」と提案されたことについて)

【委員】

シミュレーションを実施して、適正配置を決める提案については、設計変更に該当するのではないか。

【事務局】

数や形が変われば設計変更の対象となると考える。この提案の趣旨は発注内容の正確性をシミュレーションにて確認するということだが、仮にシミュレーションを実施して問題点が出てくれば、監督員と協議の上で最善の方法を選択することになる。

【委員】

シミュレーションを実施して、適正配置を検討するところまでの提案ということか。

【事務局】

そうである。

【委員】

設計段階ではシミュレーションは実施していないのか。

【事務局】

シミュレーションプログラムを使った検討までは行わない。机上の検討において、適正な選択やレイアウトを設計に盛り込んでいくことになる。

(①の評価項目「配管工事の施工品質向上に関する技術提案」について、参加者から「非破壊検査の抜き取り実施率の向上」と提案されたことについて)

【委員】

溶接接続における非破壊検査において NG が出た場合、どう対処するのか。全て検査することになるのか。

【事務局】

標準仕様書にも記載されてあるが、NG が出た場合は再検査を行い、そこで NG となれば全数検査となる。

(②の評価項目「施工計画から施工、試運転調整までに、各段階における品質管理に関する技術提案」について、参加者からの「施工図等の現場確認における電子化端末の利用」と提案されたことについて)

【委員】

現場巡回時には施工図や要領書を常に持ち歩いているのか。

【事務局】

設計図や施工図は持ち歩いているが、要領書については量が多いため携帯することではなく、現場で発見した問題点について、事務所に戻った時点で要領書の確認することになる。提案項目である資料を端末に入れておけば、その場で確認できるため、移動の手間が省け時間短縮になる。

【委員】

電子化端末の利用で施工図や施工要領書の持ち運びが容易になるということだけでは品質向上につながるとは言い難いのではないか。例えば施工図を3D化して現場での確認や記録の保存に利用するなどの方法もあるのではないか。ただ今回有効だと判断したのであれば、実際の使用時に有効であったかどうかの検証をしてみてはどうか。

【事務局】

提案では盛り込まれていないが、将来的にはデータの3D化による現場確認ということも、有効活用の一つとして予想されるものとする。

【委員】

設備工事の納まりにおける事前講習や、モックアップでの確認など、本来現場担当者が把握しておくべき事項であるが、それらの補完という意味において有効という判断でよいのではないか。

7 その他について

- (1) 技術提案書書式改訂の結果、業務への総合評価落札方式の導入、最高裁庁舎耐震改修工事の発注スケジュール、徳島地家簡裁庁舎新営工事の発注スケジュールについて説明
- (2) 委員からの意見等はなし